

米沢市すこやかセンターの管理運営に係るプロポーザル公募要領

1 趣旨

本市では、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、米沢市すこやかセンターの管理運営について指定管理者制度を導入しており、この度、同施設の管理運営に係る指定管理者候補者について公募します。

2 公募の概要

指定管理者候補者を公募する施設等の概要は、次のとおりです。

- (1) 施設名称 米沢市すこやかセンター
- (2) 施設位置 米沢市西大通一丁目5番60号
- (3) 業務内容 別添「米沢市すこやかセンターの指定管理者の管理運営に関する仕様書」参照
- (4) 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間
- (5) 管理経費 247,345,000円(5年分の予定額)
(内訳) 維持管理費 247,345,000円
※この額を上限として立案してください。
- (6) 指定管理料 この施設では、利用料金制度を取りますので、指定管理料は、基本的に次の計算により算出します。
指定管理料＝立案した管理経費－市で計算した利用料金収入見込み額
※利用料金収入見込み額は、20,319,000円を想定しています。なお、当該見込み額の算出内訳は、施設の(現地)説明会で示します。

3 応募の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）が応募することができます。

- (1) 本市内に事業所、営業所等のある団体であり、かつ、山形県内に本社、本店等のある団体であること。
- (2) 過去1年以内に本市から一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (3) 過去1年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 会社の更生手続開始、再生手続開始等の申立てがなされていないこと。
- (5) 団体の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- (6) 団体が法人の場合にあっては当該団体が、法人でない場合にあっては当該団体の代表が納めるべき税及び公共料金を現に滞納していないこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 指定管理者の指定を請負契約であるとみなしたときに、地方自治法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定（議員、首長、委員会委員又は委員の兼業禁止規定）に抵触することとなる団体でないこと。

4 応募の方法

応募しようとする団体は、次の要領のとおり応募書類を提出してください。

- (1) 応募書類 後記「12 応募書類一覧表」参照
※ 記載上の注意事項も明記してあります。
- (2) 提出先 後記「13 応募書類の提出先・問い合わせ先」参照
- (3) 提出期限 平成29年9月15日（金）午後5時
※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）です。
- (4) 提出方法 郵送又は持参により提出してください。
- (5) 留意事項
 - ・提出期限までに提出先に書類が到着しなかったものは、無効とします。
 - ・受理後の書類の訂正、修正、再提出等は、原則として認めません。
 - ・記載方法等は、必ず守ってください。

5 選定の方法

- (1) 審査方式
指定管理者候補者の選定に係る審査には、公募型プロポーザル（企画提案）方式を採用し、応募者に提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) 提案審査
指定管理者選定における審査基準表（別紙）に基づいて、応募書類及びプレゼンテーションで示された企画提案に多数の視点から評価点数を付ける方法により総合的に審査します。
- (3) 審査機関
企画提案は、本市の職員及び外部有識者による審査員が審査を行います。
- (4) 候補者の選定
審査では、合格基準を満たした最上位の応募者から、優先して指定管理者候補者の選定に係る交渉を行います。
交渉は、おおむね10月下旬から11月中旬の間に行います。
交渉の整った団体を候補者として選定し、仮協定を締結します。
- (5) 選定結果の通知等
選定の結果は、仮協定の締結後、応募者に対し速やかに通知します。
選定の結果は、本市のホームページへの掲載等により公表します。

6 現地説明会の開催

次のとおり施設の現地説明会を開催します。

(注) 応募を予定している団体は必ず参加してください。

参加しなかった団体は応募できません。

- (1) 日時 平成29年8月25日（金）午後1時30分から
- (2) 会場 米沢市すこやかセンター 1階 研修室
米沢市西大通1丁目5番60号

7 質疑応答

(1) 企画立案に際しての質問は、次のとおり行ってください。

ア 質疑書の提出

表題に「米沢市すこやかセンターの管理に関する質疑書」と明記したA4版縦使い（eメールの場合を除く。）横書の文書にし、団体名を明記の上、提出してください。定型の様式は、ありません。内容は、簡潔に記載してください。

※口頭による質問は、受け付けません。

イ 提出期限

平成29年8月25日（金）必着

持参の場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）です。

ウ 提出方法

質疑書は、FAX、eメール、郵送又は持参の方法で1部を提出してください。上記の提出期限までに到着したもののみ回答します。持参以外の方法で提出された質疑書については、受け取ったことを確認するため電話連絡します。

(2) 回答

回答は、すべての質問の分を取りまとめて9月1日（金）までに市のホームページ等でお知らせします。個別回答はいたしません。回答内容は、この要領の追加事項又は修正事項とみなします。

8 事業計画書の記載方法

事業計画書の記載については、所定の様式を使用し、パソコン又はワープロで作成してください。希望する場合は、所定の様式の電子データを持参したフロッピーディスクへのコピーか、eメールによる送信のいずれかの方法で差し上げます。

9 協定の締結

市は、指定管理者の候補者である団体を指定することについて議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、その団体と協定を締結します。

10 スケジュール

指定管理者の指定のスケジュールは、おおむね次のとおりです。

項目	日程
公募の公表	8月15日(火) (広報掲載)
公募要領等の配布開始	8月17日(木)
質疑受付期間	8月17日(木)～8月25日(金)
施設現地説明会	8月25日(金)午後1時30分から
質問の回答	9月1日(金) (HP掲載)
応募書類の受付期間	9月1日(金)～15日(金)
提案の審査 (プレゼンテーション)	9月28日(木)～10月10日(火)の間の日
候補者の選定・交渉期間	10月下旬から11月中旬
指定議案の議決	12月定例会 (12月下旬閉会)
協定の締結・業務開始の準備	12月下旬～

11 応募に関する留意事項

- (1) 追加資料の提出
市が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 応募に係る費用
応募書類等の提出、プレゼンテーションの実施、その他応募に要する経費については、すべて応募者の負担とします。
- (3) 応募書類等の取扱い
提出された応募書類は、返却しません。
応募書類、審査結果に係る文書等は、情報公開の対象となり、公開する場合があります。なお、指定管理者(指定管理者候補者)に選定された団体の応募書類等は、応募者の承諾を得ず公表等を行います。
- (4) 失格
応募内容に偽りがあることが判明したときは、その団体を失格とすることがあります。

12 応募書類一覧等

(1) 応募書類一覧

書 類	内 容	
米沢市指定管理者 指定申請書	所定の様式で作成	
事 業 計 画 書	所定の様式で作成	
収 支 計 画 書	所定の様式で作成 施設の管理運営に係る収支計画について指定期間5年分を 各年度分ごとに作成 人件費、維持管理費、事務費等各経費の内訳が分かるよう に記載し、これらの総額を提案価格とする。	
貸借対照表・損益 計算書	前年度の営業に関する収支明細	
商業登記に係る登 記事項証明書	応募書類の提出日前3月以内のものに限定 ※法人のみ提出	
納 税 証 明 書	法人	団体の前年度分の法人税、法人事業税、法人市 民税、消費税及び地方消費税に係るもの
	法人以外	代表者の前年分の所得税、事業税、県民税及び 市町村民税並びに前年度分の消費税及び地方消 費税に係るもの
団体の定款、規約等	法人以外の団体にあっては、これらに類するもの	
宣 誓 書	応募資格を満たし、かつ、応募内容に偽りのないことを宣 誓する書類	
共同企業体協定書	所定の様式を使用	

(2) 提出部数

上記各書類とも、原本1部及び副本2部を提出してください。

(3) 書類の規格等

他の機関から交付される証明書等を除き、書類は、A4版縦使い横書の文書としてパソコン又はワープロで作成する（手書不可）こととします。作成した各書類には、団体名を明記の上、それぞれをホチキスで左綴じしたものを提出してください。

13 応募書類の提出先・問い合わせ先

米沢市健康福祉部 健康課 健康企画担当（担当 伊藤）

〒992-0059 米沢市西大通一丁目5番60号 米沢市すこやかセンター

電話 (0238)24-8181 fax (0238)24-5050

e-mail kenko-ka@city.yonezawa.yamagata.jp